

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

特定非営利活動法人 彩の会

障害福祉サービス生活介護事業所 いわふね峡

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

1. 目的

利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

この指針は、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供を図ることを目的とする。

2. 体制

(1) 感染症対策委員会の設置・運営

①目的

感染症対策委員会(以下、「委員会」という。)を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止等を整備し、感染症の発生や感染拡大を防止する。

②活動内容

- ・事業所の感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定める。
- ・感染予防に関する決定事項や具体的な対策を速やか全職員に周知徹底させる。
- ・事業所における感染に関する問題を把握し、問題意識を共有・解決する。
- ・利用者・職員の健康状態を把握する。
- ・感染症が発生した場合、速やかに連絡・報告を行い、事業所内のまん延を最小限に抑える対策を実施する。
- ・その他、感染関連の検討が必要な場合に対処する。

③委員会の構成メンバー

- ・委員会の運営責任者は管理者とし、構成メンバーは、看護職員等、事業所の職員から委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を選出し構成する。

④運営方法

- ・委員会は、3か月に1回定期的を開催する。また、感染症発生時には、必要に応じて随時開催する。

(2) 役割分担

各担当の役割分担は、以下の通りとする。

役 割	担当者
事業所全体の管理	管理者
事業所間や委員会の実施等連絡調整、情報収集、情報共有	管理者
事業所間や各部署の連絡調整、関係機関との連絡調整 家族等への連絡調整	サービス管理責任者

感染対策担当者 医療の提供と感染対策の立案・指導 利用者、職員の健康状態の把握 食事の提供状況の把握 利用者の栄養状態の把握	看護職員
支援現場における感染対策の実施状況の把握 感染対策方法の現場への周知	サービス管理責任者

(3) 指針の整備

委員会は、感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通して課題を見つけ、定期的に指針を見直し、更新する。

(4) 研修

感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援を行うため、全職員を対象に年2回以上の研修を実施する。また、新規採用者には、採用時に研修を実施する。

(5) 訓練

平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回以上の訓練を実施する。

3. 平常時の対策（日常の支援にかかる感染管理）

(1) 利用者の健康管理

- ・ 既往歴の把握
- ・ 日常観察、体調把握
- ・ 利用者の感染対策実施状況を把握、不足している対策を支援

(2) 職員の健康管理

- ・ 入職時の感染症の既往やワクチン接種状況把握
- ・ 職員の体調把握
- ・ 業務中に感染した場合の方針を明確にし、対応について準備

(3) 標準的な感染予防策

① 職員の感染予防策

- ・ 手洗い、手指消毒、出勤前の検温
- ・ 勤務中のマスク着用
- ・ 体調不良時の早期報告、出勤停止
- ・ 支援時の対応確認、適切な方法を指導

② 利用者の感染予防策

- ・朝のお迎え時の検温、手指消毒
- ・食事前、排泄後の手洗い状況把握
- ・利用時のマスク着用
- ・共有物品の使用状況を把握し、清潔に管理

③ その他

- ・十分な必要物品を確保し、管理

(4) 衛生管理

①環境整備

- ・清掃を計画的に実施し、実施状況を把握
- ・換気を計画的に実施し、実施状況を把握
- ・環境整備について検討、対策を講じる

② 食品衛生

- ・食品の入手、保管状況を確認
- ・調理工程の衛生状況を確認
- ・調理職員の衛生状況を確認
- ・食品衛生について検討、対策を講じる

4. 発生時の対応

(1) 発生状況の把握

- ・感染者及び感染疑い者の状況を把握し、情報を共有
- ・事業所全体の感染者及び感染疑い者の発生状況を調査し、把握

(2) 感染拡大の防止

- ・生活空間、動線の区分け（ゾーニング）
- ・医療職者は、感染者及び感染疑い者の対応方法を確認し、周知、指導
- ・支援職員は、感染者及び感染疑い者の支援方法を確認
- ・感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスクの着用、手指衛生、行動制限など）の協力を依頼
- ・感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族など）の体調を確認
- ・ウイルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒を実施する
- ・職員の感染対策の状況を確認し、感染対策の徹底

(3) 医療機関や保健所、行政関係機関との連携

① 医療機関との連携

- ・感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対応方法を確認
- ・診療の協力を依頼
- ・医療機関からの指示内容を事業所等内で共有

② 保健所との連携

- ・疾病の種類、状況により報告を検討

- ・感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認
- ・保健所からの指導内容を正しく全職員に共有

③ 行政関係機関との連携

- ・報告の必要性について検討
- ・感染者及び感染疑い者の状況の報告し、指示を確認

連絡先：四条畷保健所 電話 072-878-1021（代表）

連絡先：大阪府障がい福祉室生活基盤推進課 指定・指導グループ
電話 06-6944-6026

連絡先：交野市福祉部 障がい福祉課 電話 072-893-6400

(4) 関係者への連絡

- ・事業所、法人内での情報共有体制を構築、整備
- ・利用者家族や保護者との情報共有体制を構築、整備
- ・相談支援事業所との情報共有体制を構築、整備
- ・出入り業者との情報共有体制を構築、整備

(5) 感染者発生後の支援（利用者、職員ともに）

- ・感染者及び感染疑い者の病状や予後を把握
- ・感染者及び関係者の精神的ケアを行う体制を構築

5. 指針の閲覧

本指針は、利用者及び家族等が希望した場合にすぐ閲覧できるようにしておくとともに、ホームページ上に公表する。

附則

本方針は、令和6年3月25日から施行する。